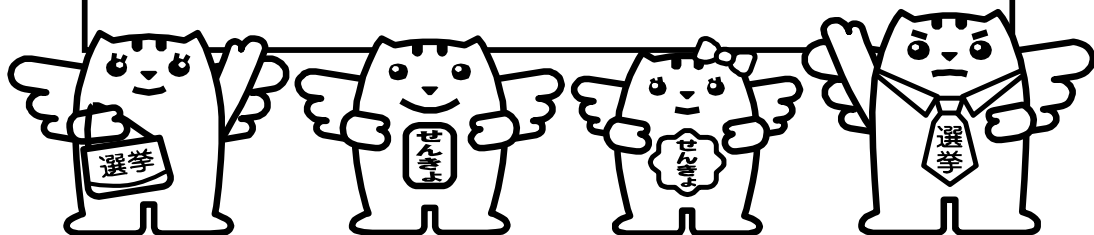


令和8年8月30日執行

三股町長選挙
三股町議会議員選挙

立候補予定者説明会資料

三股町選挙管理委員会



令和 8 年 8 月 3 0 日 執行 三股町長選挙・三股町議会議員選挙

月	日	曜日	事 項
7	8	水	○ 立候補予定者説明会 場所：役場 4 階第 1 会議室 時間：午後 2 時 0 0 分から
8	1 4	金	○ 立候補届出書類予備審査 場所：役場 4 階第 1 会議室
	2 5	火	○ 告示日・立候補届出受付 場所：役場 4 階第 1 会議室 時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで ○ 投票所等に掲示する候補者氏名等の掲示順序のくじ 場所：役場 4 階第 1 会議室 時間：午後 5 時 1 5 分から
	2 6	水	○ 期日前投票及び不在者投票開始（8 月 2 9 日まで）
	2 7	木	○ 選挙立会人届出期限（選挙期日 3 日前） ○ 選挙立会人選定くじ 場所：役場 4 階第 2 会議室 時間：午後 5 時 1 5 分から
	2 8	金	○ 選挙立会人選任通知
	3 0	日	○ 投票 町内 1 1 投票所 時間：午前 7 時から午後 6 時まで ○ 開票 文化会館ホール(予定) 時間：午後 7 時 0 0 分から ※開票後に選挙会実施
9	1	火	○ 当選告知
	2	水	○ 当選証書付与式 場所：役場 4 階第 1 会議室 時間：午前 1 1 時 0 0 分から（予定）
	1 4	月	○ 選挙運動費用収支報告書提出期限 ※ →提出日時を指定させていただく場合があります。 提出先：三股町選挙管理委員会

※公職選挙法第 270 条の 3（選挙に関する届出等の期限）において、選挙管理委員会に対して、届出、請求、申出その他の行為の期限については、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）の規定により、適用しないこととなっている。

第 1 立候補届出の手引

1 立候補に必要な条件（手引 1 頁）

（1）候補者としての資格

日本国民であって、満 25 歳以上の者で、犯罪等の欠格事項に該当しないこと。また、町議会議員選挙にあつては、町議会議員選挙の選挙権を持っていることが条件です。

（2）候補者になれない者

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中はその関係区域内で選挙の候補者となることができません。また、国や地方公共団体の公務員などは在職のまま立候補することはできません。

（3）当選人の失格等（手引 278 頁）

三股町と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から 5 日以内に請負関係を有しなくなった旨を届け出しないときは、当選を失いますのでご注意ください。

（4）法定得票数について

法定得票数とは、当選人となるために必要な最小限の得票数。町長選挙は有効投票総数の 4 分の 1 以上、町議会議員選挙は有効投票総数を議員定数(12)で除した数の 4 分の 1 以上が必要。

2 立候補の届出（手引 45 頁）

届出日	8 月 25 日（火）【告示日】
届出時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
受付場所	三股町役場 4 階第 1 会議室
受付	午前 8 時 30 分前に 2 人以上の候補者が届出に來られた場合は、受付順序はくじで定めます。
届出方法	代理が届出に來ることはできますが、郵便による届出はできません。なお、届出当日は必ず届出名義人（候補者）の印鑑をご持参下さい。
届出書類	【提出する書類】
①～⑨ 必須	①候補者届出書 ※推薦届出の場合は「候補者推薦届出承諾書」添付 ②宣誓書 ③選挙事務所設置届 ④印刷用活字使用承諾書 ⑤常用漢字使用承諾書 ⑥出納責任者選任届 ⑦戸籍抄本(最近のもの) ⑧住民票抄本(最近のもの) ⑨供託証明書【町長選 50 万円、町議選 15 万円】
	⑩ポスター及びビラ見本 1 部 ⑪契約届出書(公費負担制度) ⑫所属党派証明書（無所属の場合は不要） ⑬通称認定申請書（通称又はひらがな、カタカナを使用する場合） ⑭選挙運動事務員等の届出 ⑮選挙立会人となるべき者の届出書（投票日 3 日前までに） ⑯選挙立会人承諾書（投票日 3 日前までに） ※⑩～⑯については選挙運動で作成・使用等しない場合は提出不要

2 届出書記載上の注意（手引47頁）

記載の文字	文字は、正確に楷書（かいしょ）で記載してください。 数字は、算用数字を使用してください。（例 0、1、2…）
候補者氏名	候補者の氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を記載しなければなりません。ただし、戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる通用字体又は人名用漢字別表に掲げる文字に対応するものがあれば、これらの表の相当する字体で記載されても差し支えありません。 例 澤→沢 櫻→桜 廣→広 壽→寿 榮→栄 實→実 瀧→滝 等です。
本 籍	戸籍謄本又は抄本に記載されたとおり記入して下さい。 ※五本松1番地1を五本松1-1と記載しないように。
生年月日	年齢は、選挙期日（令和8年8月30日）時点における満年齢を記入して下さい。
党 派	無所属の方は、無所属とお書き下さい。
職 業	職業は、なるべく具体的に記入して下さい。
届出事項の 異動	届出書に記載した事項に異動を生じた場合には、直ちに選挙長に届け出て下さい。

3 通称の使用（手引53頁）

氏名をかな書きにする場合	戸籍上の氏名を通常の読みに従って、ひらがな又はカタカナ書きとする場合は通称認定申請書を提出して下さい。
通称が認定された場合	通称認定申請書を提出し、選挙長から認定書を交付された場合は、次の事項について、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載された氏名の文字は使用されなくなります。 ○ 立候補届出等の告示 ○ 新聞広告 ○ 投票所内の氏名等掲示

4 届 出 書 等 の 予 備 審 査

予 備 審 査	立候補届出当日に受付事務を円滑に進行するために、次のとおり届出書等の事前審査を行いますので必要な書類を持参のうえ必ずおいで下さい。
受 付 日 時	8 月 1 4 日（金） 立候補予定者説明会（本日）お渡しした受付番号用紙に記載の時間にお越しください。※都合が悪い場合は調整いたします。
場 所	三股町役場 4 階 第 1 会議室
必 要 な 書 類	※ 6 ページに記載 ※ 候補者届出の本人印鑑を必ず御持参ください

5 立 候 補 の 届 出

立 候 補 の 届 出	立候補届出書類の準備ができたなら届出です。 郵便による届出はできませんので注意してください。
受 付 期 間	8 月 2 5 日（火）午前 8 時 3 0 分～午後 5 時まで
受 付 場 所	三股町役場 4 階 第 1 会議室
受 付 順 位	受付は到着順に行いますが、午前 8 時 3 0 分までに到着した立候補予定者が 2 人以上ある場合、くじで受付順序を決定します。 ※ポスターはこの受付順序の番号のところに貼ります。
印 鑑	立候補届出書を提出するときは、必ず届出書に使用した印鑑を持参してください。訂正がある場合に必要です。

6 立 候 補 の 辞 退 （ 手 引 6 4 頁 ）

立 候 補 の 辞 退 の 期 限	立候補の辞退は立候補届出日（8 月 2 5 日）午後 5 時までです。 辞退するときは、候補者が文書で選挙長に届出てください。 立候補届出時間が過ぎた後には立候補を辞退することができません。ただし、候補者となることができない公務員になった場合などには候補者たることを辞したものとみなされます。 なお、辞退しても供託物の返還はありませんのでご注意ください。
----------------------	--

7 選挙立会人の届出（手引66頁）

選挙立会人の届出 候補者は、開票（選挙会）に立会わせるため、町選挙人名簿に登録されている者を1名、本人の承諾を得て、選挙期日前3日（8月27日）午後5時までに選挙長へ届出を行うことができます。立会人届出のあった立会人が**10人を超える時は**くじで10人とし、同一の政党、その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、その3人以上の立会人についてくじを行って2人に限定することになります。このくじには、候補者又はその代理人が立会うことができます。

8 立会うことのできる抽選

候補者又はその代理人は、次のくじに立会うことができます。

○ 投票記載所の氏名等掲示の順序決定のくじ

8月25日（火）午後5時15分から

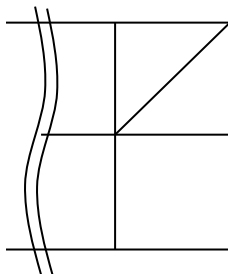
○ 選挙立会人決定のくじ

8月27日（木）午後5時15分から

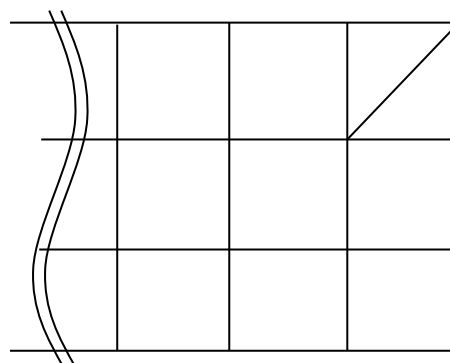
9 ポスター掲示場の規格等について

今回の選挙は、町長及び町議選挙の同時選挙となるため、ポスター掲示場もそれに対応した区画が必要となります。本町では通常、縦2段で作成しておりますが、同様に作成すると横幅が相当広くなり、設置できない箇所が発生してしまいます。今回の町議会議員選挙のポスター掲示場は、縦3段で作成予定ですので事前にお知らせいたします。

< 町長選挙 >



< 町議会議員選挙 >



9 主要な届出書類とその期限

届出等の種別	届出日	予備審査	届出受付場所
候補者届出書 (辞退する場合は候補者辞退届)	8月25日	○	選挙管理委員会
宣誓書	8月25日	○	〃
選挙事務所設置届	8月25日	○	〃
印刷用活字使用承諾書	8月25日	○	〃
常用漢字使用承諾書	8月25日	○	〃
出納責任者選任届	8月25日	○	〃
戸籍抄本(謄本)	8月25日	○	〃
住民票抄本(謄本)	8月25日	○	〃
供託証明書	8月25日		〃
ポスター及びビラ見本	8月25日	○	〃
契約届出書 (公費負担制度を活用しない場合は不要)	8月25日	○	〃
所属党派証明書 (無所属の場合不要)	8月25日	○	〃
通称認定申請書 (通称を使用される候補者のみ必要)	8月25日	○	〃
選挙運動事務員等届出 (必要な候補者だけ)	8月25日	○	〃
選挙立会人の届出 (立会人を立てる場合のみ必要)	8月27日まで		〃
選挙立会人承諾書	8月27日まで		〃
収支報告書の提出	9月14日 (第1回分)		〃
個人演説会開催申出 選挙事務所異動届 出納責任者異動届	開催日2日前まで 異動後直ちに 異動後直ちに		〃

上記の届出、申請、申出等は、平日の午前8時30分から午後5時までにならなければなりません。

第 2 配布用紙

今回配布する用紙は下記のとおりです。

原則として、あらたに交付しませんので、大切に取り扱い
て下さい。

複数必要となる場合は、コピーして使用して下さい。

※別冊「立候補届出書類」にすべて綴ってあります。

別冊「立候補届出書類記載例」を参照して作成してください。

- (1) 候補者届出書
- (2) 選挙候補者辞退届
- (3) 宣誓書
- (4) 選挙事務所設置届
- (5) 選挙事務所異動届
- (6) 印刷用活字使用承諾書
- (7) 常用漢字使用承諾書
- (8) 出納責任者選任届
- (9) 出納責任者異動届
- (10) 出納支出最高金額協定書（選管には提出不要）
- (11) 所属党派証明書
- (12) 通称認定申請書
- (13) 選挙運動事務員等の届出
- (14) 選挙立会人となるべき者の届出書
- (15) 選挙立会人承諾書
- (16) 個人演説会開催申出書
- (17) 個人演説会開催申出の撤回届書
- (18) 出納責任者職務代行開始届
- (19) 出納責任者職務代行終止届

※届出書類は配布している CDR にも全て入っております。

第3 選挙運動（手引70頁）

1 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に行う必要かつ有利な行為」であるといわれます。

2 選挙運動の期間

立候補の受付が済んでから投票日の前日の24時までです。（法129条）ただし、街頭演説や車上での連呼行為は午前8時から午後8時までとなっています。（法140条の2）

3 選挙運動期間の例外

例外として次のことは投票日当日でもできることとなっています。

- (1) 投票所を設けた場所（注：建物ではない）の入口から、半径300メートル圏より離れた区域に選挙事務所を設けておくこと。（法132条）
⇒ 半径300メートル以内にある事務所は当日は閉め、看板の表示もできません。
- (2) 選挙事務所を表示するために、その場所においてポスター、立札及び看板の類を全部で3以内並びにちょうちんの類1を掲示すること。（法143条第5項）
- (3) 選挙運動の期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、投票日に貼りかえることや、新たに貼ることはできません。（法143条第6項）

4 選挙運動ではない行為（手引38頁）

立候補の準備や選挙運動の準備のための行為は、選挙運動とはみられません。しかしこれらのことが、併せて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となります。

5 選挙運動を行う人についての制限（手引72頁）

- (1) 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者等）の選挙運動の禁止（法135条）
※ 投票立会人、選挙立会人は含まない
- (2) 特定公務員の選挙運動の禁止（法136条）
 - ① 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員
 - ② 選挙管理委員会の委員及び職員
 - ③ 裁判官 ④ 検察官 ⑤ 会計検査官 ⑥ 公安委員会の委員 ⑦ 警察官
 - ⑧ 収税官吏および徴税の吏員
- (3) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136条の2）
※選挙運動類似行為も禁止
- (4) 教育者（公立・私立問わず）の地位利用による選挙運動の禁止（法137条）
- (5) 年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止（法137条の2）
- (6) 犯罪者等の選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137条の3）

6 選挙運動の方法についての制限

(1) 選挙事務所 ※（法 130 条、131 条、132 条、134 条、令 108 条）（手引 80 頁）

設置者		候補者又は推薦届出者	
設置届		町選管へ	
設置数と異動		1箇所。異動は1日1回だけ	
異動届		町選管へ	
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
	規格	縦 350cm 横 100cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
	数量	通じて3つ以内	1個のみ
	記載内容	自由。ただし事務所を表示する記載内容があること。	

※選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備のこと（昭和 7. 12. 24 大審院判例）

(2) 休憩所等の禁止（法 133 条）

休憩所その他これに類似する設備は選挙運動のため設けることはできない。

(3) 戸別訪問の禁止（法 138 条）

何人も選挙に関し投票を得るなどの目的をもって戸別訪問はできない。

(4) 署名運動の禁止（法 138 条の 2）

何人も選挙に関し投票を得るなどの目的をもって署名運動はできない。

(5) 人気投票の公表の禁止（法 138 条の 3）

何人も選挙に関し公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表してはならない。

(6) 飲食物の提供の禁止（法 139 条）

何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするかを問わず、飲食物を提供することができません。

選挙事務所への酒類の陣中見舞いなども禁止されています。ただし、例外として次のものは許されます。

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供すること。

イ 選挙運動員及び労務者に対して候補者 1 人あたり、次の制限によって提供する弁当。

① 選挙運動期間中に提供すること。（8/25～8/29 5日間）

② 町選挙管理委員会で定めた弁当料の範囲内であること。

（1食 1,500 円、1日 4,500 円）※法基準額

③ 選挙運動期間中で 225 食（15 人×3 食×5 日）以内であること。

④ 選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動員及び労務者が携行するために選挙事務所で提供された弁当を含む）であること。（外食×）

(7) 氣勢を張る行為の禁止（法 140 条）

自動車を連ねまたは隊伍を組んで往来するなどの行為は禁止されます。

(8) 自動車及び船舶の使用(法 141 条、令 109 条の 3) (手引 9 2 頁)

台数	自動車 1 台又は船舶 1 隻		
使用できる種類	乗車定員 10 人以下で、車両総重量 3.5 トン未満のもの ※R8.1.1 改正		
表示板	見やすい箇所に表示します。		
乗車人員	候補者、運転手 1 人、乗車腕章をつけた運動員 4 人まで。		
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類	
	規格	縦 273cm 横 73cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
	数量	制限なし	1 個のみ
	記載内容	自由	自由
選挙運動の方法	停止中に自動車上で演説ができます。(演説は標旗が必要) 午前 8 時から午後 8 時の間に、自動車上で連呼行為ができます。		

(9) 拡声機の使用 (法 141 条)

使用できる数	1 揃い (演説会場では別に 1 揃い使用できます。)
表示板	見やすい箇所に表示します。(演説会場で使用するものには不要)

(10) 文書図画の頒布(法 142 条) (手引 1 3 1 頁)

選挙運動のために使用する文書図画は、次の通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布できません。※頒布…不特定多数の相手に配る行為。

ア 選挙運動通常葉書

枚数	町長選挙 2,500 枚以内
	町議会議員選挙 800 枚以内
記載内容	自由
入手方法	「通常葉書使用証明書」を郵便局に提示すること。
差出方法	「差出票」を添えて郵便局の窓口に出すこと。
郵便料	無料 (公費負担)

※通常葉書使用証明書及び差出票は、立候補届出時に配布します。

【選挙人名簿の事前閲覧について】

申請をすれば選挙人名簿の閲覧ができます。(現在の名簿は 6 月 1 日登録時点です)

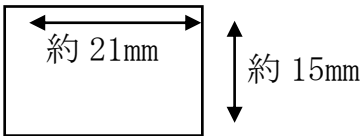
閲覧できる日時：平日の 8 時 45 分～16 時 30 分

※告示日以降は閲覧できません。

閲覧は、その場で書き写すことを原則とし、写真やコピーは禁止されています。

基本的には総務課執務室内の机で閲覧していただくため、候補者により閲覧日時が重ならないようにするため、事前に連絡いただき、日時の調整をさせていただきます。

イ 選挙運動用ビラ（手引 1 3 6 頁）

種類	候補者 1 人につき、2 種類以内	
枚数	町長選挙	5,000 枚以内
	町議会議員選挙	1,600 枚以内
届出	ビラの見本を添えて、あらかじめ町選管へ届け出る。	
規格	長さ 29.7cm 幅 21cm（A4 版）を超えてはならない。	
頒布責任者及び印刷者	ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名を記載しなければならない。	
記載内容	自由（色や紙質も制限はない）※両面記載も可 ※虚偽事項や法令に違反する内容は掲載できません。	
証紙	町選管が交付する証紙を貼らなければ頒布できない。 	
頒布方法及び頒布できる場所	・新聞折込み ・候補者の選挙事務所内 ・個人演説会の会場内又は街頭演説の場所 上記以外の方法及び場所では頒布できない。	

※ビラ証紙は立候補届出時に配布します。

(11) 文書図画の頒布とみなされる行為（法 142 条）

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画または看板（プラカードを含む）の類を多数の者に回覧させる行為は禁止されています。

※営業バスの広告板へのポスター掲示走行なども禁止です。

(12) 文書図画の掲示(法 143 条)

選挙運動のために使用する文書図画は、次のもののほか掲示することはできません。

① 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの。			
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格		縦 350cm 横 100cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数量		通じて 3 以内	1 個のみ
記載内容		自由。ただし事務所を表示する記載内容があること。	
② 主として選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するもの。			
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格		縦 273cm 横 73cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数量		制限なし	1 個のみ
記載内容		自由	自由
③ 候補者が使用するもの			
掲示できる文書図画		たすき、胸章及び腕章の類	
規格		制限なし	
数量		制限なし	
記載内容		自由	
④ 個人演説会開催中に使用するもの			
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格		縦 273cm 横 73cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数量	会場内	制限なし	会場内外でいずれか 1 個
	会場外	通じて 2	
記載内容		掲示責任者の氏名と住所を記載すること。	
⑤ 選挙運動用ポスター			
規格		長さ 42cm 幅 40cm 以内 ※R8. 1. 1 改正	
掲示場所		ポスター掲示場にのみ掲示できます。(84 箇所 ※別紙) ※立候補届出の受理番号と同じ番号の区画に掲示すること。 ※投票日翌日以降、すみやかに撤去(はがす)をお願いします。	
記載内容		自由 ※虚偽事項の記載が無いか確認します。	
掲示責任者・印刷者		ポスターの表面に必ずその住所・氏名を記載すること。	
投票日の例外		投票日にも、そのまま掲示しておくことができます。	

(13) 掲示が禁止されているもの(法 143 条)

選挙運動のためのアドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写の類は禁止されています。

(14) 新聞広告(法 149 条) (手引 1 5 3 頁)

掲載手続	選挙長が交付する「掲載証明書」を新聞社に提出します。
回数	2 回以内
掲載寸法等	横 9.6cm 縦 2 段組以内で、記事下に限ります。 色刷はできません。(第三者の推薦文、写真掲載可)
広告費用	候補者負担

(15) 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の禁止(法 146 条)

ア 何人も選挙運動期間中は、いかなる名義をもってするを問わず、頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、次のことを表示する文書図画を頒布したり掲示したりすることはできません。

- ・ 候補者の氏名もしくはシンボルマーク
- ・ 政党その他の政治団体の名称
- ・ 候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名

イ 何人も選挙運動期間中は、次のことを表示した年賀状、寒中見舞い状その他これに類する挨拶状を選挙区内に頒布したり掲示したりすることはできません。

- ・ 候補者の氏名
- ・ 政党その他の政治団体の名称
- ・ 候補者の推薦届出者の氏名
- ・ 候補者の選挙事務従事者の氏名
- ・ 候補者と同一戸籍にある者の氏名

(16) 個人演説会(法 161 条～164 条の 2)(手引 1 6 3 頁)

開催者		候補者	
演説者		候補者以外の者も演説できます。	
開催回数		制限なし。	
施設	公営施設	開催日の 2 日前までに町選管へ届け出ること。 使用時間 5 時間まで。 使用料は同一施設について 1 回だけ無料。	
	その他の施設	町選管への届出は不要で、使用時間の制限はありません。 ※施設側の許可を得て実施してください。	
掲示できる文書図画		ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦 273cm 横 73cm 以内		高さ 85cm 直径 45cm 以内
	数量	会場内	会場内外いずれか 1 個
		会場外	
記載内容		掲示責任者の氏名と住所を記載すること。	

(17) 街頭演説(法 164 条の 5～164 条の 7) (手引 1 7 2 頁)

標旗	町選管の交付する標旗を必ず掲げること。
演説時間	午前 8 時～午後 8 時まで
従事者	15 人まで。必ず町選管の交付する腕章をつけること。

(18) 他の演説会の禁止 (法 164 条の 3)

- ア 選挙運動のためにする演説会は、個人演説会を除くほか、いかなる名義をもってするを問わず、開催することができません。
- イ 候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催することも禁止されます。

(19) 演説等による選挙運動の一般的制限

- ア 演説会及び街頭演説においては録音盤の使用ができます。(法 164 条の 4)
- イ 特定の建物及び施設においては演説が禁止されます。(法 166 条)
- ・ 国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅は除く）
 - ・ 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内
 - ・ 病院、診療所その他の療養施設

(20) 連呼行為(法 140 条の 2)

連呼行為とは、「短時間に一定の文句を連続反復して呼称すること」ですが、次の場合にだけできます。

- ・ 個人演説会の会場である場合。
- ・ 街頭演説の場所である場合。
- ・ 幕間演説の場所である場合。
- ・ 午前 8 時から午後 8 時までの間に、選挙運動用自動車又は船舶の上で、その運行中又は停止中にする場合。

※ 街頭演説や連呼行為をする場合には、学校や病院等の周辺では静穏を保持するよう努めなければなりません。

※ 養鶏場近くは農家より要望がありますので、特にご注意ください。(※別紙)

(21) 選挙運動放送の制限 (法 151 条の 5)

何人も公職選挙法に規定された場合を除くほか、放送設備（広告放送設備、共同聴取用設備、その他の有線電気通信設備を含む）を使用して、選挙運動のための放送をしたり、放送させたりすることはできません。

(22) 新聞紙、雑誌の報道及び評論の自由 (法 148 条)

新聞紙又は雑誌が選挙に関し、報道及び評論を掲載することを妨げるものではない。

(23) 選挙期日後の挨拶行為の制限(法 178 条) (手引 2 7 8 頁)

何人も選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、次の行為をすることができません。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 文書図画を頒布し又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来するなどして、氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

※自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものは可能とされています。

7 インターネット等を利用した選挙運動(手引 1 3 9 頁)

平成 2 5 年の公職選挙法の改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されています。

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布(法 142 条)

「ウェブサイト等を利用する方法」とは「インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの」と定義されている。

ウェブサイト等を利用する方法として、選挙運動のために

① ウェブサイト(ホームページ) ② SNS(フェイスブック等)

③ 動画共有サービス ④ 動画中継サイト

といった手段による選挙運動が可能となった。

※ インターネット等を利用する方法による選挙運動も、立候補受付後から選挙期日の前日まででなければすることができないが、前日までにウェブサイト上でアップした記事等は、選挙当日も削除せずに表示させたままにできる。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

電子メールの送信主体は候補者のみ頒布できる。それ以外の者については禁止されている。(法 142 条の 4 第 1 項)

※ 選挙事務従事者が候補者の指示の下で、送信に必要な作業に従事する場合等は違反に該当しない。

(3) 記録の保存義務(法 142 条の 4 第 4 項)

選挙運動用電子メール送信者は、電子メールの送信に求め・同意をした者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。

- ① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
- ② 選挙運動用電子メールの送信の求め、または送信の同意があったこと
また、継続的な受信者に対し送信する場合には以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。
 - ・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
 - ・継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
 - ・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(4) 表示義務（法 142 条の 4 第 6 項）

電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に以下のことを表示しなければならない。

- ① 選挙運動用電子メールである旨
- ② 選挙運動用電子メール送信者の氏名または名称
- ③ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

第４ 選挙運動に関する収入及び支出

１ 収入、寄附、支出とは（法 179 条）（手引 190 頁）

収入	金銭、物品その他財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。
寄附	金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。ただし、党費、会費、その他債務の履行としてなされるものは除かれます。
支出	金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。

なお、これらの収入、寄附、支出を通じ「金銭、物品、その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され又は交付されるもの、その他これに類するものも含まれます。

２ 出納責任者（法 180 条～183 条）

選挙運動費用の収支について全面的な責任と権限を持つ人が出納責任者です。出納責任者の選任及び届出は次のとおりです。

（１）選 任

ア 候補者は、出納責任者 1 人を選任しなければなりません。

イ 候補者が自ら出納責任者になり、又は推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、自分が出納責任者となることもできます。

（２）届 出

ア 出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった場合を含む）は直ちに出納責任者の住所・氏名・職業・生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を文書（出納責任者選任届）で選挙管理委員会に届出なければなりません。

イ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、アの届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面を添えなければなりません。

（３）解任及び辞任

候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。また、文書で候補者及び当該出納責任者を選任したものに通知することにより辞任することができます。

（４）出納責任者の異動

出納責任者に異動があったとき、選任者は（２）の例により異動届（出納責任者異動届）を提出しなければなりません。なお、（３）による異動については解任通知又は辞任通知のあったことを証する書面を添付しなければなりません。

(5) 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるとき又は、出納責任者が欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行う。

3 出納責任者の職務、権限（法 187 条）

(1) 支出権限

ア 選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ① 立候補準備のために要する支出をする場合
- ② 電話並びインターネット等による選挙運動に要する支出をする場合
- ③ 出納責任者の文書による承諾を得て支出する場合

イ 立候補準備のために要した支出については、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は、他の者が候補者若しくは出納責任者となった者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者はその就任後直ちに、候補者又は支出者につき、その清算をしなければなりません。

(2) 会計帳簿の備付及び記載（法 185 条、188 条、規則 22 条）

ア 出納責任者はもちろん、現実に候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について領収書その他支出を証すべき書面を徴しておかなければなりません。ただし、領収書等を徴することができないときはこの限りではありません。

イ 領収書を徴したときは、直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

4 選挙運動費用の制限（法 194 条、251 条の 2）（手引 2 2 1 頁）

(1) 支出額の制限

法定の制限額を超えて支出することはできません。これに違反すると当選は無効になり、連座裁判の確定の日から 5 年間の立候補制限が科せられます。

【町長選】 告示日における選挙人名簿簿登録者数×110 円+130 万円

参考 令和 4 年 9 月 6 日（前回告示日） 20,542 人

登録者数 20,542 人×110 円=2,259,620 円

固定額 1,300,000 円

合計額 3,559,620 円

【町議選】 告示日における選挙人名簿簿登録者数×1,120 円÷12(定数)+90 万円

参考 令和 4 年 9 月 6 日（前回告示日） 20,542 人

登録者数 20,542 人×1,120 円÷12=1,917,260 円

固定額 900,000 円

合計額 2,817,260 円

(2) 出納責任者の支出できる額の確認（法 194 条）

出納責任者の選任者は、文書（出納支出額最高協定書）で出納責任者の支出することが出来る金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名捺印しなければなりません。

※選管への提出は不要。

(3) 選挙運動に関する支出とみなされないもの（法 197 条）（手引 2 2 5 頁）

次の支出は、選挙運動に関する支出とはみなされません。※収支報告にも計上不要。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者の乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 主として選挙運動のために使用する自動車を使用するために要した支出

※ビラ、ポスターの作成費用は選挙運動費用に算入されますので注意してください。

(4) 実費弁償及び報酬の額（法 197 条の 2、令 129 条）（手引 2 1 4 頁）

ア 選挙運動に従事するものに対して支給することが出来る実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが出来る報酬及び実費弁償の額は、それぞれ次の額を超えてはなりません。

① 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することが出来る実費弁償の額

鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額
船賃	水路旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額
車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料	1 夜につき（食事料 2 食分を含む。）23,000 円以内
弁当料	1 食につき 1,500 円以内 1 日につき 4,500 円以内
茶菓料	1 日につき 1,000 円以内

② 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することが出来る報酬の額は次のとおりです。

基本日額	10,000 円以内
超過勤務手当	1 日につき上記の額の 5 割以内

③ 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することが出来る実費弁償の額は、次のとおりです。

鉄道賃、船賃及び車賃	①に同じ
宿泊料（食事料を含まない）	1 夜につき 20,000 円以内

イ 選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対し、法 139 条により弁当を提供した場合には、その者に支給することができる弁当料の額、又は報酬の基本額は、前記アの弁当料の額又は、報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額です。

ウ 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員や専ら車上における選挙運動のために使用する者（いわゆるウグイス嬢等の車上運動員）については、あらかじめ文書（選挙運動員等届出書）で選挙管理委員会に届け出た者に限り、実費弁償の他に、次により報酬も支給出来ます。

報酬の額	選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 15,000 円以内
	車上運動員 1 日につき 20,000 円以内
報酬を支給できる期間	立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで
報酬を支給できる人数	候補者 1 人につき、町長選挙…1 日 9 人以内、町議会議員選挙…7 人以内。ただし、選挙運動期間を通じて、町長選挙…45 人以内、町議会議員選挙 35 人以内で異なる者に支給できる。 ★いずれも選管に届け出た者に限る。

まとめ	役 割	選挙運動	報酬	実費弁償
選挙運動員	街頭宣伝活動や電話かけなど、専ら選挙運動を行う者。応援弁士も含まれる。ボランティアが原則となる。	○	×	○
車上運動員	専ら選挙運動用自動車に乗り込んで連呼行為等の選挙運動を行う者。	○	◎	○
手話通訳者	演説時などに手話により通訳する者。	○	◎	○
要約筆者	演説時などに演説等を要約して文書図画に表示する者。	○	◎	○
事務員	事務に従事する者(伝票処理など)。選挙運動はできない。	×	◎	○
労務者	単純な労務(宛名書き、ポスター貼り、清掃、準備等)。選挙運動はできない。	×	○	△

◎…選管への届出が必要

5 収支報告書の提出等（法 189 条）

ア 1 回目…9 月 14 日（月）までに提出しなければなりません。

※提出時に選管でチェックして、不備があれば再提出となります。そのため、1 人に対して時間が掛かるため、日時が重ならないように、事前審査時または立候補届出日に提出日を指定させていただく予定です。

イ 2 回目以降…第 1 回目の報告書提出後になされた収入・支出があった場合、その収入・支出がなされた日から 7 日以内に提出しなければなりません。※選管不在の場合があるので、事前に電話連絡してから提出に来てください）0986-52-1112